

## 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準の改定について

### 1 改正理由

平成28年2月18日公布された保育士配置基準に係る改正省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号））を踏まえ、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）において、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士配置要件を当分の間、特例的な運用を可能とする。このことにより、保育の担い手の裾野を広げ、保育士不足に対応できるように改正する。

あわせて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の避難設備に関することについて改正する。

### 2 改正内容

(1) 条例において、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士配置における特例を附則に追加

(ア)保育士数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置くこととする。

(イ)幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭を保育士とみなすことができることとする。

(ウ)1日につき8時間を超える開所時間中に必要な保育士の総数が、利用定員総数に応じた保育士数を超える時は、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間中に必要となる保育士総数から利用定員総数に応じた保育士数を差し引いた数の範囲で、保育士とみなすことができることとする。

(エ)(イ)、(ウ)を適用するときは、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

(2) 建築基準法施行令における特別避難階段の基準が改正されたことに伴う規定整備

特別避難階段について、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合、階段室又は付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることと、基準が改正されたことに伴う規定整備をする。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。